

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりです。条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、**公告に記載された期日までに提出して下さい。**

なお、当該年度同様の入札において、同一の「適合証明書」を提出され、配点等に変更がない場合は、その旨契約課に連絡することで、提出を省略することができます。

記

次の配点表の要素に示す①から②に示す得点の合計が45点以上であること。

評価項目	評価基準	配点
①事業者共通の取組		
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表を実施	10
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
(小計)		25
②優良認定への適合状況 ^{注1}		
1 優良適性（遵法性） ^{注2}	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
2 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
3 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
5 財務体制の健全性 ^{注3}	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
(小計)		50
合計		75

注1：優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は、「②優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）は個別に評価すること。

注2：優良適性（遵法性）について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、－5点とする。

注3：財務体制の健全性について、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないことを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

- 添付資料：1 適合証明書
2 評価基準の細部

適合証明書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第4航空団
会計隊長 清水 秀俊 殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

評価項目		区分(評価)	点数
環境配慮 への取組 状況	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	/10
	②温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	/10
	③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施	/5
	小計	—	/25
優良基準 への適合 状況	①優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	/10
	②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	/10
	③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	/10
	④電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	/10
	⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準達成	/10
	小計	—	/50
合計		—	/75
優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けているか。		優良認定事業者の認定の「有」・「無」	有・無

注1: 「点数」の欄には、「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する評価区分及び配点」により値を記入する。

注2: 上記の区分(評価)において、それぞれの配点であることを証明する資料(附表)を提出すること。ただし、資料を提出することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで提出を省略できる。

注3: 優良基準への適合状況を証明する資料については、環境省から優良産廃処理業者認定制度に基づく「優良認定事業者」の認定を受けている事業者にあつては、優良認定事業者であることを記載した「産業廃棄物処分業許可証」の写しを提出することにより、証する書類等の提出を一部省略することができる。

【評価基準の細部】

評価項目	評価基準の細部
① 事業者共通の取組	
1 環境／CSR報告書	環境／CSR報告書の作成・公表をしていることを評価。 環境／CSR報告書:環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
2 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
3 全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。
② 優良認定への適合状況	
1 優良適性（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分を5年間受けていないこと
2 事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
3 環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
4 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入していること。
5 財務体制の健全性	(1)直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 (2)直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 (3)産業廃棄物処理業等の実施に関する税、社会保険料及び労働保険料について滞納していないこと。 (4)最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立をしていること。

誓約書

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 清水 秀俊 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物の処理（不燃ごみ）に提出される申請資料に虚偽の報告の無いこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公表方法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日から令和 年 月 日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないこと（書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに航空自衛隊第4航空団 会計隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）。
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、入札参加時において最新のものであること。
- (5) インターネット上で事業の透明性に係る情報については、以下に記載する URL をトップページとして公表していること。

URL : _____

年 月 日

住所

会社名

代表者名

印

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類について（補足）

優良産廃処理業者認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

	公 表 事 項	適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	
	処理施設に関する事項		—
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。

注2：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の
自己資本比率が10%以上であることを証する書類

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 清水 秀俊 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
令和4年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和5年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和6年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、令和4年度、令和5年度、令和6年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

会社名

代表者名

直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却の額の和の平均が零を超えていることを証する書類

契約担当官

航空自衛隊第4航空団

会計隊長 清水 秀俊 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益+減価償却 (円)
令和4年度 (3年前事業年度)			(ア)
令和5年度 (2年前事業年度)			(イ)
令和6年度 (前年度)			(ウ)

令和4年度～令和6年度3カ年の「経常利益」+「減価償却」の平均値

$$\frac{\boxed{(ア)} + \boxed{(イ)} + \boxed{(ウ)}}{3} = \underline{\hspace{2cm}}$$

上記より令和4年度、令和5年度、令和6年度の経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住所

会社名

代表者名